

要 請 項 目

1. 地方消費者行政の充実・強化について

- (1) 高齢者(65 歳以上)に関する消費生活相談は、全国で 2013 年度 27.1 万件、2014 年度 26.1 万件です。2009 年度の消費生活相談件数を基準として、これを 100 とすると、65 歳以上の高齢者に関する相談件数は 152.7% と、5 年前と比較して 52.7%も増加しています。山形県においても、全国と同様、高齢者の相談件数が増えており、詐欺的な被害防止の取り組みを強化されますよう要請します。
- (2) 国が市町村に設置しようとしている消費者安全確保地域協議会については、安全な地域づくりという観点でいえば消費者被害防止だけでなく、福祉・介護、防犯、防災など総合的な暮らしの安全確保が求められています。すでに構築されている部局横断的な地域の見守りネットワークの中に消費者被害防止の観点も入れて充実・強化されますよう要請します。
- (3) 消費者市民ネットとうほくは、適格消費者団体として認定されることを目指して 2013 年に設立された特定非営利活動法人です。2016 年度には適格消費者団体の認定申請をする予定です。適格消費者団体との連携強化のために、PIO-NET 情報に関する支援に加えて、被害回復に係る検討の端緒となる相談情報について、適格消費者団体に提供できるよう条件整備を要請します。

2. 山形版「地域包括ケアシステム」の構築について

現在の地域包括ケアシステムは全体として都市部を想定したものとなっています。高齢化率が極めて高く、人口減少が急激に進む中山間・山間地域では、公共サービスとしての社会保障制度や地域の自発的な支えあいの仕組みが包括的に提供されなければ地域が動いていかない現状となってきています。現在の地域包括ケアシステムのコンセプトである住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供をさらに広げ、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」が求められているといえます。特に山形県においては多くの地域がこうした問題と直面していると思われます。そこで山形版の新たな福祉サービス提供システムを構想されますよう要請いたします。

3. 介護に関する施策の充実について

- (1) 新しい地域支援事業においては、これまで介護予防給付として提供されてきた現行の予防介護相当サービスが必要量確保されることが重要です。要支援者の半数は、既に認知症の初期症状を持たれているといわれ、こうした利用者の状態把握が遅れば、認知症の進行をすすめることにつながりかねません。また、介護予防サービスを適正に提供し、利用者の自立を支援することが、悪化のスピードを遅らせることにつながります。これらの実現のためには、専門的力量をもった介護従事者によるサービスが不可欠です。

山形県として、市町村がこれらサービスを適切に提供されるよう支援を要請します。

- (2) 新しい地域支援事業は、要支援者に対する専門的サービスから、多くの高齢者を支える「生活支援サービス」まで幅広い事業の組み立てが必要です。これらの事業を組み立てるためには、地

域にある多様な事業主体が参加し、調整を行う「協議体」の設置が不可欠です。また、生活支援サービスについては、実施主体が乏しい地域も多く存在するため、それらの事業を創設したり、既存事業者の活用を促していく生活支援サービスコーディネーターの配置も必要です。

山形県として、市町村が適切にこれら施策を展開できるよう指導を要請します。

- (3) これまで全国一律の予防給付が市町村の地域支援事業に2017年までに移行することとしていますが、中山間・山間地域は都市部のような多様なサービスの担い手を確保することは難しく、担い手があったとしても都市部と比較して収益性は大きく下回ってしまうことは明らかです。

そうした市町村への支援について広域化、効率化も視野に入れながら、自治体間のサービスの格差ができるだけ生じないように指導されますよう要請します。

4. 生活困窮者自立支援制度の充実について

- (1) 生活困窮者自立支援法が施行3年を迎え、2018年通常国会での法改正を視野に見直しに向けた検討委員会が設置され、年明けから議論が本格化します。そこで現在、任意事業となっている事業について補助率を上げるとともに必須事業となるよう国への働きかけを要請します。

また、自立支援窓口がワンストップでそれら事業に対応できるような人的・財政的体制強化が図られるよう働きかけを要請します。

- (2) (一社)山形県労働者福祉協議会として家計相談支援事業を山形県より受託しておりますが、困窮者の多くは何らかの複合的な理由で家計に問題を抱えていることが多いようです。自立相談支援窓口と家計相談支援窓口の連携強化を要請します。

- (3) 複合的な問題を抱え、なかなか就労に結び付かない方を就労に結びつけるには、事業所と要支援者を結び付けるコーディネーターの存在が重要と考えます。県が設置している山形県求職者総合支援センター(運営:(一社)県労働者福祉協議会が受託)はそうした就労支援の機能を持っており、自立相談支援窓口は大いに活用・連携が図られるよう要請します。

5. 子育て支援の充実について

- (1) 山形県が策定している「やまがた子育て応援プラン」が推進され、認可保育所への入所を希望する待機児童が2年連続ゼロになるなど着実に成果を出されていますが、仕事と家庭の両立の観点から、特に県内で進んでいない「病児・病後児や緊急預かり」サービスの提供が全県的に進展するように要請します。合わせて子育て家庭にその制度が周知されますよう要請します。

- (2) 仕事と子育てを両立しながら、県目標の「合計特殊出生率 1.70」を達成するには、企業の理解と協力は不可欠です。「山形いきいき子育て応援企業」への支援策が周知拡充され、優良事例を大いに顕彰、紹介するとともに、取り組みが進んでいない企業への制度の周知について積極的に取り組まれますよう要請いたします。

- (3) 山形県では子どもの貧困対策推進計画が策定され、その支援機関として「ひとり親家庭応援センター」が開設されました。その中で家庭の事情で子どもの学ぶ権利が奪われないように2020年までに県内の生活保護世帯の子どもの大学進学率を全国平均の32.9%までに引き上げる目標を掲げられたことに大いに期待するものです。しかし、あくまでも基本は国の奨学金制度の改善であり、このほど給付型奨学金の創設の検討によりやく入ることとなりました。

そこでより良い制度となるように、①大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に

向けて拡充すること。②貸与型奨学金は有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充すること。また無利子奨学金を受ける資格がありながら予算不足のため受けられない学生を解消すること。③大学等の学費の引き下げや授業料減免を拡充すること。④奨学金の制度設計や意思決定・運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底すること。以上4点を国に対して働きかけるよう要請します。

6. 食品の安全・安心の確保について

- (1) いわゆる健康食品も含めた商品の表示・広告の適正化について、消費者への細やかで丁寧な広報や県内各地での学習会の開催など、制度の周知・普及啓発に取り組まれますよう要請します。
- (2) 食品表示法に基づく新たな表示制度について消費者への制度の周知・普及啓発を強化するため、「消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者」について職種や従事者など明確にし、「サポートとなる者」へ研修や学習会の義務化といった対策を講じられるよう要請します。

7. 家庭用エネルギー料金の透明化と灯油支援について

- (1) 2016年4月からの電力小売自由化に関して、事業者に対して電源構成の開示の取り組みを促進するなど取引の適正化・透明化に向けた施策や取り組みを講ずるよう、国に対して働きかけられるよう要請します。また、家庭向け都市ガスの自由化では、託送料金審査と経過措置料金規制を行う事業者の指定や解除について、消費者の意見が適切に反映されること。合わせて、経過措置料金のない事業者の料金動向の監視と不当な値上げを発生させない対策を講ずるよう、国に対して働きかけられるよう要請します。
- (2) 石油製品(ガソリン・灯油)については、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会および価格の適正性を保つ観点からの施策を検討、実施するよう国に対して働きかけられるよう要請します。
- (3) 山形県において、低所得者・経済的弱者のための「灯油購入費助成制度」を継続されるよう要請します。

8. 「補助金」「委託料」の増額と「支援・対策資金」の継続措置などについて

- (1) (一社)山形県労働者福祉協議会の行う事業の重要な柱で、県民の「暮らしの不安」に寄り添う「生活あんしんネットやまがた事業」の委託継続を要請します。
また、教育、調査、70回記念大会を迎える勤労者体育祭の労働者福祉推進事業に対する補助金の増額がはかられますよう要請します。
- (2) 「ハローワーク」と「若者就職支援センター」、(一社)山形県労働者福祉協議会が受託している「山形県求職者総合支援センター」の三者の得意分野を生かしながら進めている「トータルジョブサポート」の機能を高め広げるには、相談員の増員による出張相談日の拡大が必要であり、「総合的就業・生活支援事業」の拡充を要請します。
- (3) 東北労働金庫山形県本部との提携融資制度である「労働者福祉団体等支援資金」(200,000千円＝利率0.00%)及び「賃金手当対策資金」(10,000千円＝利率0.00%)をセーフティーネット貸付の意味合いと今後の新規融資の利用を見込み、昨年同額の継続措置を要請します。

(4) (公財)山形県勤労者育成教育基金協会が共助の制度として実施する「低利の教育ローン(ふろさと奨学ローン)に対する利子補給制度の趣旨と事業内容を紹介する資料」の3年生の保護者への配布について、引き続き各高校の学校長、3 学年学級担任の協力とご支援が得られますよう要請します。

なお、2016年度からは、高校からの要望により年2回(①4月下旬～5月上旬 ②10月中旬)配布を予定しております。

(5) (4)の制度をメールマガジン「労働やまがた」への定期掲載と県広報誌掲載により、広く県民に周知が図られますよう要請します。